J A M 政策NEWS

2003年12月18日 第2004-10号

【発 行】J A M【発行責任者】大 山 勝 也【編 集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

与党税調・2004年度税制改正大綱決める

12月17日、与党税制調査会は、2004年度税制改正大綱を決定しました。連合は、草野事務局長談話を発表し、「大綱は、不公平税制を放置し、抜本的な税制改革を明確にしないまま、個人や年金所得層に負担を強いる内容であり賛成できない」と述べています。また、「次期通常国

会での審議にあわせ、納税者権利の確立と不公 平税制の是正をめざし、各種控除の見直し、金 融所得も含む総合課税化、給与所得者の申告納 税選択制の実現、消費税の益税解消、地方税財 源の確立に向けて取り組む」としています。大 綱の主な項目と、連合の見解は次表の通りです。

		,,,,,,,,	工な項目と、注目の先許は次次の通りです。
	項目		連合の見解
暮らし	老年者控除の廃止(2005 年 1 月以降) 65 歳以上年間所得 1 千万円以下の高齢者対象の所得控除(所得税 = 50 万円、個人住民税 = 40 万円)をなくす 公的年金控除の縮小(2005 年 1 月以降) 65 歳以上が受け取る公的年金の額に応じて最低でも 140 万円まで所得控除できる制度を、から 120 万円に引き下げる		現役世代との課税公平の観点からは理解 できるが、年金財源については明確な道 筋を示しておらず、無責任と言わざるを 得ない。
	個人住民税の均等割り引上げ (2004年1月) ・1 人あたり年 3000 - 4000 円の税額を一律 4000 円に ・夫と家計が一緒で年収 100 万円超の妻の非課税措置 を 2005 年度から段階的に廃止		国から地方への税源移譲の全体像を示さない中で、結果として一部に負担を求めている。
	住宅ローン減税を1年間延長(2004年1月) 2005年度以降は段階的に規模を縮小。2008年には最大 控除額を500万円(現行)から160万円に縮小		名目・実質賃金が減少を続ける中では縮減すべきではなく、バリアフリー化支援など住宅の質向上を支援する税制に改善すべき。
	住宅売却時の譲渡損失の繰越控除制度創設(2004年1月) 住宅を売却しても残ったローンの残高を売却年から4年間控除(合計所得3000万以下) 土地譲渡益課税の軽減(2004年1月) 保有期間5年超の土地譲渡益にかかる所得税と個人住民税の税率を26%から20%に引き下げ		
企業・投資・地	連結付加税の廃止(2004年3月) 確定拠出年金掛け金の非課税限度上限拡大 (2005年1月) 固定資産税の新制度創設(2004年4月以降) 欠損金の繰越し控除期間延長(2001年度分から) 公募方株式投信の譲渡益に課税(2004年1月) 未上場株の譲渡益課税の軽減(2004年1月) エンジェル税制の拡充(2004年4月)		企業や資産所得層にのみ配慮した措置で あり、公平の見地から問題がある。
方	所得譲与税の創設(2004年4月)	地方増収	国から地方への税源移譲の暫定措置とされているが、実態は地方交付税と変わらず、自治体の裁量を伴う税源移譲とは言えない。

増税、 増税含み、 減税、 減税含み